

## グローバル・ワン不動産投資法人に対する行政処分について

- 1 平成18年6月19日付で、当投資法人が金融庁に対して提出した報告書（平成18年6月6日付で金融庁が発出した投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項の規定に基づく報告命令に対する回答）によれば、以下の法令違反が認められた。

（法令違反の概要）

### ○ 役員会の不適切な運営

当投資法人は、役員会を開催した後、当該役員会の議事録を作成することとしているが、平成15年4月から平成18年5月までの間に開催したとする49回の役員会のうち合計7回の役員会において、書面合意のみであったものや実際に役員会が開催された日とは異なる日に役員会が開催されたものとして議事録を作成、保存していた。

このうち、適時開示が必要な議案を付議した平成15年12月開催の第14回役員会にあっては、役員会で不動産信託受益権の取得を決議した場合、当投資法人が上場している東京証券取引所の適時開示規則により直ちに当該事実を公表することが義務付けられているにもかかわらず、実際には前日以前に開催していた役員会を公表する日に開催したものとして議事録を作成し、当日に決議したというプレスリリースを行い、あたかも適時開示を行っているかのように装っていた。

また、決議要件を充足していない持ち廻り方式による役員会の開催が1回認められた。

当投資法人が行った議事録の不実記載は、平成17年法律第87号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第108条において準用する商法第260条の4第2項に違反するものと認められた。

また、持ち廻り方式による役員会は、法第108条において準用する商法第260条の2第1項に違反するものと認められた。

- 2 以上のことから、本日、グローバル・ワン不動産投資法人に対し、投資信託及び投資法人に関する法律第214条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

### ○ 業務改善命令

以下の措置をとり、その状況を平成18年11月20日（月）までに書面で報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

連絡・問い合わせ先  
関東財務局 理財部証券監督課  
048-600-1111（代表）  
（内線3323、3325）